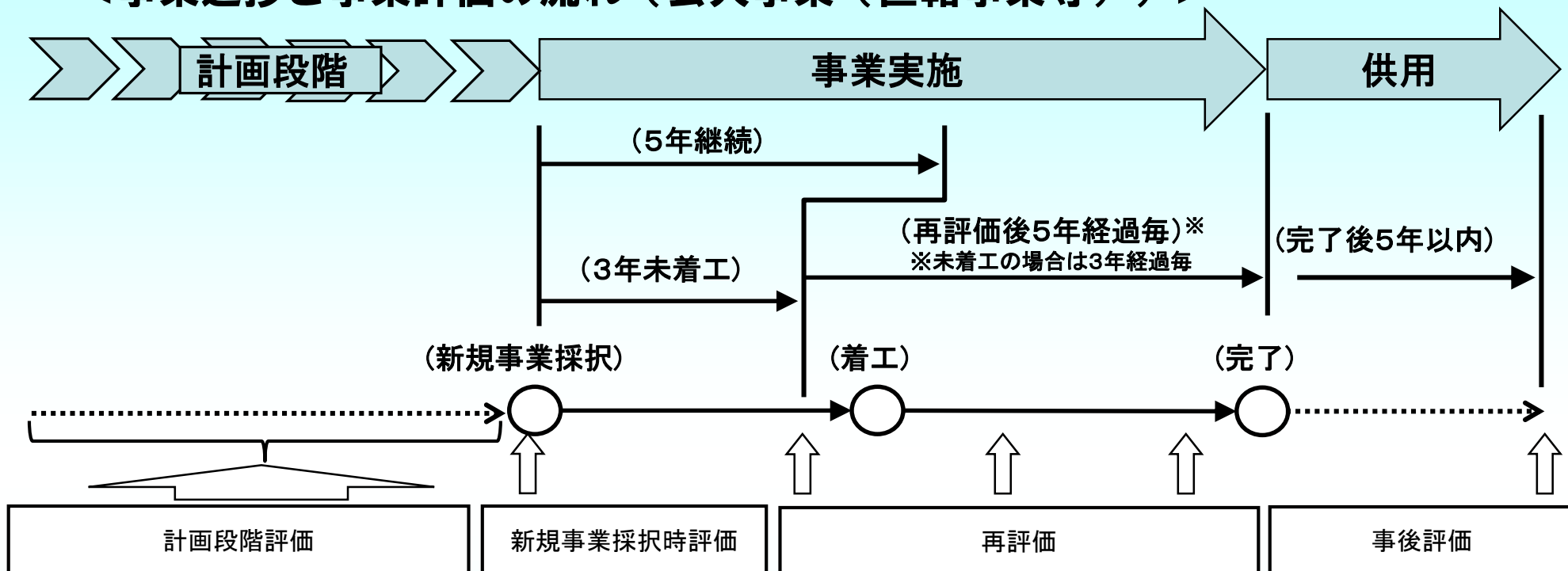


空港整備におけるプロセスについて

国土交通省 航空局

令和5年3月

<事業進捗と事業評価の流れ（公共事業（直轄事業等））>



【計画段階評価】

平成24年度～

新規事業採択時評価の前段階において、政策目標を明確化した上で、複数案の比較・評価を行うもの。（※国土交通省の独自の取組みとして実施。）

【新規事業採択時評価】

平成10年度～

新規事業の採択時において、費用対効果分析を含め、総合的に実施するもの。

【再評価】

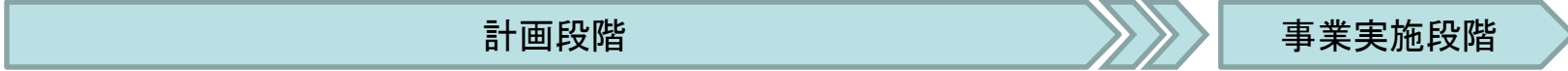
平成10年度～

事業継続に当たり、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適切と認められない場合には事業を中止するもの。

【完了後の事後評価】

平成15年度～

事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて、適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。



事業評価

対応方針決定者:国

※ 国が事業実施者である場合、計画段階評価における有識者への意見聴取は地方支分部局が実施可能

計画段階評価

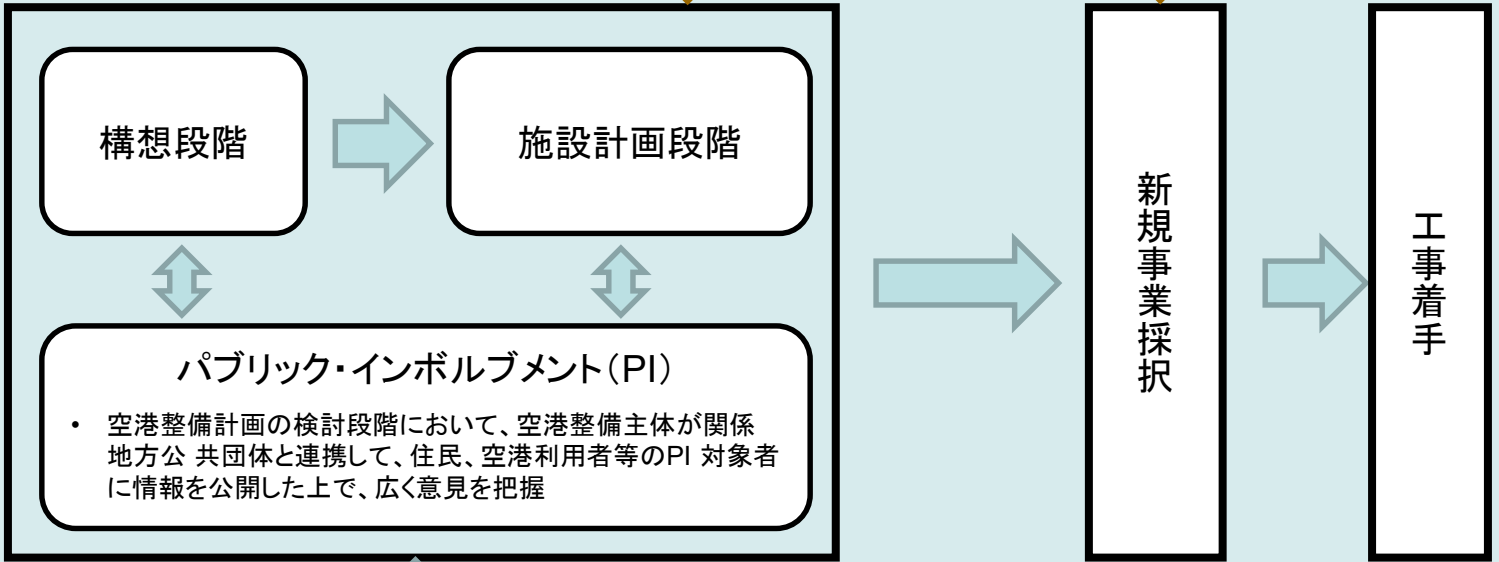
- 新規事業採択時評価の前段階において、政策目標を明確化した上で、複数案の比較・評価を行うもの
- ※今回の中部国際空港滑走路増設事業

新規事業採択時評価

- 新規事業の採択時において、費用対効果分析を含め、総合的に実施するもの。
- ※今回の北九州空港滑走路延長事業

事業実施プロセス

実施者:
国、空港管理会社



環境影響評価

実施者:
国、空港管理会社

